従五位に叙する
長内　芳弘　召田　照明　森坂　憲司　山端　正孝
正六位に叙する（各通）
樋口　干城　三好　勤
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上十月二十六日）
小林　三夫
正三位に叙する
伊藤　隆夫　小笠原幸男　近森　哲紀　森谷　八郎
従六位に叙する（各通）
竹村　照雄　大西　充
従七位に叙する（以上十月二十七日）
黒岩　清　中島　一郎　堀井　良典
正五位に叙する（各通）
嶋田　正幸
正七位に叙する（以上十月二十八日）

○叙勲

上田　与一　齊木　昌和　古屋　六郎　（沖縄県恩納村議会議員）　山内　鈴子
旭日単光章を授ける（各通）（十月二十二日）
前地　博士
旭日単光章を授ける（十月二十三日）
大河内光行　林　定雄
旭日双光章を授ける（各通）
川越　俊市　松浦　俊彦
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月二十四日）
浦　重人
旭日双光章を授ける
齋藤　茂夫　酒井　大像
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月二十五日）
小橋　三男　八木　司
瑞宝小綬章を授ける（各通）
太田　敏之　熊谷　幸雄　大河原敬人　佐藤　文秋　茂田　政睦　佐藤　一義　鈴木　耕一　野澤　治雄　清水　守人　源　保夫　松田　龍三　湯浅　貞雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
小野　孝　柳原健一郎　（宮崎県警部補）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十二日）
大谷　光男　（信州大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
島　坦　藤原　俊明
瑞宝小綬章を授ける
遠藤　皓一　小池　正城　杉本　健二　冨村　隆彦　野々山鋼治　星野　長彦　森山　正治　渡邉　幸司
瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部）　衞藤　春孝　外山　勝明　西森　幸一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十三日）
引地　義泰
瑞宝小綬章を授ける
恩田　恒治　春日井鎮雄　高津戸　保　根本　寿一　林　久人　山尾　弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部補）　上野　良広
瑞宝単光章を授ける（以上十月二十四日）
（東北大学名誉教授）　尾田　太良
瑞宝中綬章を授ける
末廣　道明　山口　年男
瑞宝小綬章を授ける（各通）
秋田　昇　加村　茂記　木全　弘　酒井　剛　鮫島　勇　志水　良昭　長尾　守　平田　国則
（警視庁警部）　松本　修　蜂元　優　山崎　大藏
瑞宝双光章を授ける（各通）
石関　藤市　市岡　滋久　紀藤　豊　篠原　直次　下村　孝行　鈴木　稔　對馬　法紀　別城　明　山田　敬三
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十五日）
大谷　光男
瑞宝小綬章を授ける
長内　芳弘　樋口　干城　召田　照明　森坂　憲司　山端　正孝
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十月二十六日）
伊藤　隆夫　大西　充　小笠原幸男　近森　哲紀　森谷　八郎
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月二十七日）
堀井　良典
瑞宝双光章を授ける
大塚　一　嶋田　正幸　遠山　あき
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十八日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、十一月二十九日午後三時十五分御出門、「シベリウス生誕百五十周年記念　渡邉規久雄ピアノ・リサイタル～シベリウスを弾く～Vol.四～」を御鑑賞のため、東京文化会館（台東区）へ行啓、同五時七分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、十二月一日ルーマニア国の国祭日につき、十一月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、富山労働局の関係労働者を代表する者瀬川亨の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年12月２日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、富山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成27年12月16日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　富山労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成27年12月２日

国土交通大臣　石井　啓一

１．全国内航鋼船運航業最低賃金第４項中「243,350円」を「245,150円」に、「226,900円」を「228,700円」に、「184,750円」を「186,550円」に、「175,450円」を「177,250円」に改める。

２．海上旅客運送業最低賃金第４項中「240,250円」を「242,050円」に、「186,150円」を「187,950円」に、「179,000円」を「180,600円」に改める。

附　則

この公示は、平成28年１月１日から効力を生ずる。